

税務システム標準化 標準仕様書（機能要件）の実現性評価 について

令和4年1月

課題認識と実現性評価

- 令和3年9～10月にかけて、税務システム等標準仕様書1.0版について、以下の課題とリスクが想定されたことから、より実効性のあるものとするべく、事業者へのアンケートにて実現性の評価を実施いたしました。アンケートの確認項目は、以下の6項目です。
- なお、集計結果の詳細については、個社別の回答の開示は差し控えます。

課題認識	想定するリスク	確認項目
市場には団体規模に応じた製品（特に小規模団体向け製品）が存在するものの、標準仕様書上では区別していない	<ul style="list-style-type: none">✓ 団体ごとの運用差により、過剰な機能を持つ製品の利用もしくは非効率な運用を各団体に強いることとなる✓ 団体によっては過剰な機能が具備され、結果的に費用の高騰リスクがある	①各社保有製品の想定団体規模（人口レンジ）
標準仕様書に掲載した機能が2025年までにベンダが開発できるかどうかの検証が必要	<ul style="list-style-type: none">✓ 2025年までに実装が難しい機能がある	②各機能に対する現状の対応状況 ③2025年までの実装が難しい機能と理由 ④「実装してもしなくても良い機能」への対応意向
標準仕様書に掲載した機能について、ベンダが正確に意図・内容を把握できるか未確認	<ul style="list-style-type: none">✓ 事業者が標準仕様書の意図しない解釈を実施することで、結果的に、非効率的もしくは過剰な機能が提供される	⑤疑義事項 ⑥その他意見

標準仕様書の切り分けの方針

- 確認項目①について、各社製品はユーザー団体規模に応じて機能に差がある一方、標準仕様書1.0版では団体規模別に整理されていないため、仕様書を切り分ける必要があると想定しています。
- 仕様書の切り分けに当たっては、団体規模別ではなく※、通常版／限定機能版(仮称)に切り分けることを検討します。
※人口の基準は設けず、どの団体が、どちらのバージョンを使用しても良い。

方針

通常版／限定機能版(仮称)
に仕様書を切り分ける

理由・根拠

- 標準仕様書の一部機能は、団体によっては使用せず、ベンダにあっても、小規模団体向けの製品と中規模以上団体向けの製品との間で現状の対応度に差がある。
- このため、限定機能版(仮称)の仕様書を別途整備し、必要最小限の実装すべき機能要件に絞った定義を行う。(第1.0版の実装すべき機能要件を実装してもしなくても良い機能に緩和)

要件の見直しが必要な検討対象の基準の考え方

- 確認項目②～⑥の各社回答を踏まえ、仕様書の要件を見直す必要があります。
- 要件の見直しは、最終的には各税目での判断が必要になりますが、大まかな観点と、統一的な再検討の基準は以下のとおりです。この基準に従い、検討事項をベースに方針を作成します。

観点1 標準仕様書に掲載した機能が現実的かどうか、改めて検証

観点2 標準仕様書に掲載した機能について、ベンダが正確に意図・内容を把握できるかどうかを検証

確認箇所	再検討の基準	検討事項	
②各機能に対する現状の対応状況（実装すべき要件への対応状況）	小規模団体向け製品	<ul style="list-style-type: none"> 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 	限定機能版(仮称)として、該当要件の緩和可否
	中規模以上団体向け製品	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上団体の製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 	該当要件の緩和可否
③2025年までの実装が難しい機能とその理由	<ul style="list-style-type: none"> 「対応困難なもの」または「対応の可否が不明なもの」 	理由を確認し、要件の再検討が必要なものは見直し	
④「実装してもしなくても良い機能」への対応意向	<ul style="list-style-type: none"> 調査を行ったベンダの全社が「対応予定なし」または「今後判断としているもの」 	実装されない見込みとなるため、要件緩和または実装すべき機能化の検討を行う	
⑤疑義事項 ⑥その他意見	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の記載解釈に対する疑義がある箇所 ベンダの回答内容から仕様が正しく読み取られていないと見受けられる箇所 	要件の記載見直しまたは考え方・理由などでの補足を行う	

補足: 実現性評価におけるWT構成員の対応要領

- WT検討区分が「当日確認」となっている箇所については、対応方針案や確認事項について順次WTで取り上げて確認します。
- 上記以外の箇所(共有のみ)についても、ご意見等あればWTの場でご発言ください。
- なお、今回収集したご意見については、第2.0版までに仕様書に反映する想定です。

資料7_実現性評価対応方針案_機能要件 (新様式) _軽自動車税 イメージ

その他意見等 (参考)	対応方針案・確認事項	WT検討区分
<p>右記の対応方針について、参考となる意見がある場合は当該列に記載 (実装状況などの回答結果全体などから方針を作成しているものなどについては、右記の方針の中で補足している通りです)</p> <p>所有者と同一人の場合、複製して設定できることを確認です。 契約満了後に使用し、所有者となる等で、複製するケースがあるため、複製する機能について定義されないでほしいか。</p>	<p>①使用者→所有者の複写について →左記の意見の通り必要な機能と考えられますので、上記の内容についても当該要件と合わせて定義したいと考えます。</p>	<p>当日確認</p>
<p><事業者意見> 「課税情報の調査中」自体あまり台数がない(自治体の規模にもよる)ものと思われるが、事由や調査結果をシステムで管理する必要性については運用によるように思われるためオプション機能で良いのではないか</p>	<p>◆標準化に際して実装必須とする ①課税情報の調査中に係る情報管理 →実現性評価の結果、現行機能で対応していないとする事業者が特に小規模団体向けの製品で見られた状況です。ただし、適切な課税を行う上で当該要件で定義した項目の管理ができる必要があるという認識ですので、修正なしの方向で考えています。</p>	<p>共有のみ</p>

当日確認となっている箇所を中心に、WTの場で異論や疑義の確認を行う予定です。

補足：限定機能版(仮称)の確認事項におけるWT構成員の対応要領

- 限定機能版(仮称)は、以下のような特徴の自治体による利用を想定しています。これらの特徴は、人口規模が小さい地方団体において顕著であると考えられます。
- そこで、構成員の中でも人口規模の小さい(人口10万人以下)、埼玉県町村会、三条市、南国市、飯田市様を中心に、具体的な運用、体制をもとに回答をお願いいたします。
- それ以外の構成員においても、以下の特徴にあてはまる場合や、関係する知見をお持ちの場合は、回答をお願いいたします。
- 回答の観点として、限定機能版(仮称)の利用が想定される自治体の観点、それ以外の観点を以下に示しました。回答の際に参考にしてください。

限定機能版(仮称)を利用する自治体の想定

①法制度上必要な機能についても、対応件数が少ないため、システム外的手段で対応可能なケースがある

②対応件数が少ないため、ある工程でエラー出力機能が少なくても、別工程のエラー出力で対応可能なケースがある

③少人数の職員で複数業務を実施しており、分業体制を組まないケースがある

④その他、標準仕様書1.0版の機能が過剰となるケースがある

限定機能版(仮称)の利用が想定される自治体の観点

上記以外の観点

回答の観点

- 対応件数が少なくても正確性の担保のため、限定機能版にもあるべき機能
 - ✓ システム上その機能がないと制度上必須の業務が実行できない/システム外(表計算ソフト等)での管理で行わざるを得ず、正確性が担保できない懸念 等
- 件数が少なくても業務効率化に資する機能
 - ✓ 特定のタイミングでエラー処理しないと後工程での対応ができず、手戻りが発生する懸念
 - ✓ 体制上一人の職員の作業量が多く、一括出力機能がなくなると個別出力で代替せざるを得ず、著しく業務負担が増える懸念 等
- DXを推進する機能
 - ✓ eLTax等との連携が任意実装となると、他システム推進の妨げになる懸念 等

補足：標準仕様書切り分けに向けた機能要件の構成変更①

○ 実現性評価にあたっては、機能ごとに1問1答で確認を実施できるよう、1機能1行に構成を変更しております。

1機能1行の構成変更の例

機能名称		標準仕様書			備考
		実装すべき機能	実装しなくても良い機能	実装しない機能	
2.1.6.		滞納者に対して、任意にフラグを登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、始期、終期等）ができること。 抽出した滞納者に対し、一括でフラグ貼り付けができること。	使用頻度の高いフラグを登録し、随時同じフラグを利用できること。		

標準仕様書						備考
項番	枝番	機能名称	機能要件	通常版	限定機能版（仮称）	
	2.1.6.	1	滞納者に対して、任意にフラグを登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、始期、終期等）ができること。 抽出した滞納者に対し、一括でフラグ貼り付けができること。	実装すべき	実装すべき	
		2	使用頻度の高いフラグを登録し、随時同じフラグを利用できること。	実装しなくても良い	実装しなくても良い	

補足：標準仕様書切り分けに向けた機能要件の構成変更②

- 実装すべき機能/実装してもしなくてもいい機能/実装不可の類型は、通常版/限定機能版(仮称)ごとに区別できるよう構成を変更しております。
- 以下の例では、標準仕様書第1.0版では実装すべき機能だった要件が、切り分け後は限定機能版(仮称)において実装してもしなくても良い機能に緩和されたケースを示しています。

実装類型を区別する構成変更の例

機能名称			標準仕様書		
			実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	
2.4.20.			不履行者に対して(分割納付)催告書を個別及び一括出力できること。		
標準仕様書					
項番	枝番	機能名称	機能要件	通常版	限定機能版(仮称)
2.4.20.			不履行者に対して(分割納付)催告書を個別及び一括出力できること。	実装すべき	実装してもしなくても良い